

令和8年度

「5トン未満のクレーン運転業務特別教育」の開催について

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転（レッカー、トラッククレーン等移動式クレーンを除く）の業務については、労働安全衛生法第59条第3項によって特別教育を修了した者でなければならないことになっております。

この度当協会では、下記により特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内いたします。

記

1 講習日時及び会場

- (1) 8年5月29日（金）～31日（日）
- (2) 9月11日（金）～13日（日）
- (3) 12月4日（金）～6日（日）

（会場）学科講習は、「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3
実技講習は、「芝浦機械(株)沼津工場」 沼津市大岡2068-3

※沼津労政会館の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。（JR沼津駅から徒歩15分）

（時間）講習1日目は午前9時10分から午後5時まで、2日目は午前9時10分から午後1時まで学科講習、3日目は午前8時から12時までの予定で実技講習を行います。昼食休憩は、50分と短いのでご留意下さい。
開始の10分前までにお集まり下さい。

2 講習会費（テキスト代・消費税を含む）

受講者1名について

当協会会員事業場 20,900円（内消費税1,900円）
非会員事業場 22,000円（内消費税2,000円）

3 受講申込方法

- (1) 下記申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡します。定員に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。
※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990
- (2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (3) 講義は、日本語のテキストに沿って行いますので、これに対応できる方を対象に受付を行っています。
- (4) 一旦納入されました受講料は、講習日（1日目）の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

4 修了証の交付

講習修了者には、クレーン特別教育修了証を実技講習終了時に交付いたします。

5 持参するもの

- (1)（学科講習） 受講票及び筆記用具
- (2)（実技講習） (1)のほか作業衣・作業靴・保護帽（ヘルメット）
なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

6 昼食弁当の受付について

沼津労政会館では、会場の1階の事務所に於いて、昼食弁当の受け付けを行っております。希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

7 学科会場の沼津労政会館は、令和3年1月から敷地内全面禁煙となりましたので、ご承知下さい。

クレーン（5トン未満）運転業務特別教育 受講申込書

〈移動式クレーンを除く〉

受講希望日	年 月 日
-------	-------

フリガナ	生年月日	現住所	会員・非会員の別
受講者氏名			
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非

注（１）この申込書を基に修了証を作成しますので、氏名・生年月日は正確に記載して下さい。

（２）会員には、沼津協会のほか、県内他地区協会を含みます。

令和 年 月 日 千 一
所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

FAX

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込まれた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定（振込・持参）

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

（ 静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059 ）
受取人 沼津労働基準協会

※請求書発行の希望について

希 望 有 ・ 無
